

第 10 問

X は、Y から、「F 子が A から無理やり髪の毛を剃られて山中に置き去りにされた」という虚実の入り混じった話を聞き、A に制裁を加えると打ち明けられて協力を求められた。X は、A に制裁を加えることに同意して、Y・Z と共謀の上、電話で A を井の頭公園駐車場までおびき寄せ、平成 21 年 8 月 1 日午後 8 時 30 分頃、A を車外に引きずり出した上、X、Y 及び Z が、こもごも A の腹部を殴打するなどの暴行を加えた（第 1 暴行）。Y の暴行が予想以上に激しかったので、X が A をベンチに連れて行って「大丈夫か」などと問いかけたのに対し、勝手なことをしていると考えて腹を立てて Y が文句を言い X と口論になった後、いきなり X を殴りつけて失神させた。

そして Y 及び Z は、X をその場に放置したまま、A を自動車に乗せて同人を約 20km 離れた晴海ふ頭岸壁まで連行したが、道中 A の処遇を巡り Y と口論になった Z は、Y がいきなり X を殴りつけたこととあわせ、これ以上 Y と行動することに嫌気がさし、「おれ帰るわ」などと Y に伝えたうえ、A に対して特段の救助的処置をとることなく、現場から立ち去った。同日午後 11 時ごろ、同所において、Y が A の顔面を手拳で殴打するなどの暴行を加え（第 2 暴行）、加療 2 週間等のいくつかの傷害を負わせた。

なお、鑑定の結果、傷害は全て第 2 暴行により生じたことが判明している。

X、Y、Z の罪責を述べよ。（なお、特別法は検討しなくてよい）

参考判例：最高裁第一小法廷 平成元年 6 月 26 日

名古屋高裁 平成 14 年 8 月 29 日